

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 9 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 81 件

厚生年金保険関係 81 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700250号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700109号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は40万6,000円、平成24年6月8日は4,000円、平成25年12月9日は7万1,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日、平成24年6月8日及び平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年6月8日
③ 平成25年12月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額40万6,000円、請求期間②において標準賞与額4,000円、請求期間③において標準賞与額7万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は40万6,000円、請求期間②は4,000円、請求期間③は7万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700251号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700110号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は48万1,000円、平成24年6月8日は1万4,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年6月8日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額48万1,000円、請求期間②において標準賞与額1万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は48万1,000円、請求期間②は1万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700252号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700111号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を28万2,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額28万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から28万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700253号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700112号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額29万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から29万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700254号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700113号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額23万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から23万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700255号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700114号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額36万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から36万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700256号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700115号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を17万1,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額17万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から17万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700257号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700116号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は12万9,000円、平成25年12月9日は15万3,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日及び平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月8日
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額12万9,000円、請求期間②において標準賞与額15万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は12万9,000円、請求期間②は15万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700258号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700117号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を4万3,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額4万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から4万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700259号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700118号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を28万7,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額28万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から28万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700260号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700119号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を59万8,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額59万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成28年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から59万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700261号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700120号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を39万9,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額39万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から39万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700262号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700121号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は16万7,000円、平成23年12月9日は38万3,000円、平成24年6月8日は2万9,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日、平成23年12月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日
② 平成23年12月9日
③ 平成24年6月8日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額16万7,000円、請求期間②において標準賞与額38万3,000円、請求期間③において標準賞与額2万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は16万7,000円、請求期間②は38万3,000円、請求期間③は2万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700263号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700122号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を35万2,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額35万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から35万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700264号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700123号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額31万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から31万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700265号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700124号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は15万6,000円、平成24年12月7日は12万円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日
② 平成24年12月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額15万6,000円、請求期間②において標準賞与額12万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は15万6,000円、請求期間②は12万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700266号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700125号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を36万1,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額36万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から36万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700267号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700126号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額36万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から36万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700268号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700127号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は36万円、平成26年6月9日は22万9,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成26年6月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額36万円、請求期間②において標準賞与額22万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は36万円、請求期間②は22万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700269号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700128号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は41万9,000円、平成25年6月7日は7,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月7日
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額41万9,000円、請求期間②において標準賞与額7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は41万9,000円、請求期間②は7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700292号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700130号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を48万4,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額48万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から48万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700293号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700131号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額に係る記録を10万9,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額10万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から10万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700294号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700132号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を20万3,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額20万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から20万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700295号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700133号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を5万5,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額5万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から5万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700296号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700134号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を37万8,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額37万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から37万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700297号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700135号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を11万7,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額11万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から11万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700298号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700136号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を35万6,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額35万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から35万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700299号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700137号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額6万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から6万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700300号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700138号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を27万4,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額27万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から27万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700301号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700139号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を12万1,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額12万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から12万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700302号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700140号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は27万6,000円、平成25年6月7日は10万6,000円、平成25年12月9日は6,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日、平成25年6月7日及び平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月8日
② 平成25年6月7日
③ 平成25年12月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額27万6,000円、請求期間②において標準賞与額10万6,000円、請求期間③において標準賞与額6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は27万6,000円、請求期間②は10万6,000円、請求期間③は6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700303号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700141号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を37万4,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額37万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から37万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700304号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700142号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を34万3,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額34万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から34万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700305号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700143号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を7万5,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額7万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から7万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700306号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700144号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を29万1,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額29万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から29万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700307号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700145号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は34万3,000円、平成24年6月8日は2,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年6月8日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額34万3,000円、請求期間②において標準賞与額2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は34万3,000円、請求期間②は2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700308号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700146号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額8万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から8万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700309号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700147号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額12万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から12万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700310号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700148号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を35万6,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額35万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から35万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700311号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700149号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額23万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から23万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700207号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700150号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は48万2,000円、平成25年12月9日は37万円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額48万2,000円、請求期間②において標準賞与額37万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は48万2,000円、請求期間②は37万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700208号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700151号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月9日は53万円、同年12月9日は1,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月9日
② 平成23年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額53万円、請求期間②において標準賞与額1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は53万円、請求期間②は1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700209号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700152号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は29万1,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額29万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から29万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700210号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700153号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月7日は14万円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額14万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から14万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700211号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700154号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は34万2,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額34万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から34万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700212号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700155号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は19万円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額19万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から19万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700213号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700156号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は67万9,000円、平成25年6月7日は5万5,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月7日
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額67万9,000円、請求期間②において標準賞与額5万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は67万9,000円、請求期間②は5万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700214号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700157号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は40万8,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額40万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から40万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700215号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700158号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月9日は51万9,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額51万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から51万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700216号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700159号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月9日は18万2,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額18万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から18万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700217号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700160号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は20万3,000円、平成25年6月7日は45万1,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額20万3,000円、請求期間②において標準賞与額45万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は20万3,000円、請求期間②は45万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700218号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700161号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は4万4,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額4万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から4万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700219号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700162号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は7万9,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額7万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から7万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700220号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700163号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は7万5,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額7万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から7万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700221号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700164号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は16万5,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額16万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から16万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700222号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700165号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年6月9日は16万2,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額16万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から16万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700223号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700166号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月9日は31万円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額31万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から31万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700224号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700167号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は18万5,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額18万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から18万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700225号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700168号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は41万4,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額41万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から41万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700226号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700169号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は29万6,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額29万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から29万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700315号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700170号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月9日は50万3,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額50万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から50万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700316号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700171号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は49万7,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額49万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から49万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700317号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700172号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は45万円、平成24年6月8日は62万4,000円、同年12月7日は4万1,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日、平成24年6月8日及び同年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日
② 平成24年6月8日
③ 平成24年12月7日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額45万円、請求期間②において標準賞与額62万4,000円、請求期間③において標準賞与額4万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は45万円、請求期間②は62万4,000円、請求期間③は4万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700318号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700173号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は51万1,000円、平成24年6月8日は4万2,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年6月8日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額51万1,000円、請求期間②において標準賞与額4万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は51万1,000円、請求期間②は4万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700319号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700174号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月7日は40万1,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額40万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から40万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700320号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700175号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は13万2,000円、平成23年12月9日は45万2,000円、平成24年6月8日は1万3,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日、平成23年12月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成23年12月9日
③ 平成24年6月8日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額13万2,000円、請求期間②において標準賞与額45万2,000円、請求期間③において標準賞与額1万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できること、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は13万2,000円、請求期間②は45万2,000円、請求期間③は1万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700321号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700176号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は14万2,000円、平成25年6月7日は13万3,000円、同年12月9日は2万2,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日、平成25年6月7日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月8日
② 平成25年6月7日
③ 平成25年12月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額14万2,000円、請求期間②において標準賞与額13万3,000円、請求期間③において標準賞与額2万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は14万2,000円、請求期間②は13万3,000円、請求期間③は2万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700322号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700177号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は37万2,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額37万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から37万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700323号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700178号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は40万9,000円、平成25年6月7日は35万1,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額40万9,000円、請求期間②において標準賞与額35万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は40万9,000円、請求期間②は35万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700324号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700179号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は8万円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額8万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から8万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700325号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700180号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は33万円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額33万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から33万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700326号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700181号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は26万1,000円、平成25年12月9日は11万4,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額26万1,000円、請求期間②において標準賞与額11万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は26万1,000円、請求期間②は11万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700327号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700182号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は43万6,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額43万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から43万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700328号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700183号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は34万4,000円、平成24年12月7日は41万7,000円、平成25年6月7日は3万円とすることが必要である。

平成22年12月9日、平成24年12月7日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成24年12月7日
③ 平成25年6月7日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額34万4,000円、請求期間②において標準賞与額41万7,000円、請求期間③において標準賞与額3万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できること、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は34万4,000円、請求期間②は41万7,000円、請求期間③は3万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700329号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700184号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月9日は34万4,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額34万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から34万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700330号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700185号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は29万2,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額29万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から29万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700331号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700186号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は11万4,000円、平成25年12月9日は41万9,000円、平成26年6月9日は1万3,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日、平成25年12月9日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成25年12月9日
③ 平成26年6月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額11万4,000円、請求期間②において標準賞与額41万9,000円、請求期間③において標準賞与額1万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は11万4,000円、請求期間②は41万9,000円、請求期間③は1万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700332号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700187号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は8万1,000円、平成24年12月7日は32万9,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成24年12月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額8万1,000円、請求期間②において標準賞与額32万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は8万1,000円、請求期間②は32万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700333号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700188号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は19万1,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額19万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から19万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700334号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700189号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は27万8,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額27万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から27万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700158号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700191号

第1 結論

請求者のA社における平成27年5月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年5月から平成28年5月までの標準報酬月額については、22万円を24万円とする。

平成27年5月1日から平成28年6月1日までの期間について、本件の訂正請求があった日以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年5月1日から平成28年6月1日まで
厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が、A社から支払われた給与額と異なっている。
賃金明細等を提出するので、請求期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は22万円と記録されているが、請求者から提出された賃金明細及び日本年金機構B事務センターの回答により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間について、請求者は、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額をA社から支払われていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金明細により確認できる報酬月額及び日本年金機構B事務センターの回答から、24万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700126号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700030号

第1 結論

昭和63年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年*月から平成2年3月まで

請求期間当時は、A県B市の寮に入り大学に通っていたが、住民票は実家のA県C町(現在は、D市)から移していなかったため、20歳になった昭和63年*月頃に父が同町役場において国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、母が自身の分と一緒に公民館において納付してくれた。また、請求期間のうち1年間は、母は兄の分も納付していた。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和63年*月頃に、父がC町役場において国民年金の加入手続を行ってくれ、請求期間の国民年金保険料については、母が公民館において自身の分と一緒に納付してくれた。」旨主張している。

しかしながら、請求者の主張する時期に国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間の国民年金保険料を納付するためには当該国民年金手帳記号番号が必要となる場合、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間にC町において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父から、当該加入手続について具体的な陳述が得られない上、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は、「毎月、婦人会が地区の公民館で国民年金保険料を集金していたので、現金を持って公民館に行き、息子(請求者)の国民年金保険料を納付した。」旨陳述しているが、請求者の母から、納付したとする金額及び領収証書について具体的な陳述が得られない。

さらに、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700138号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700031号

第1 結論

昭和44年*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和52年3月まで

国民年金の加入手続については分からないが、請求期間の国民年金保険料については、中学校を卒業してから結婚のためA県B市に転居するまで、住み込みで勤務していたA県C市D区にあったE店の店主が納付してくれた。また、請求期間前ではあるが、同店で一緒に勤務したことがある姉から、同店に勤務していた期間の姉自身の国民年金保険料は納付されていると聞いたことがあり、一度だけであるが、集金人が同店に来たことを覚えている。

請求期間について、E店の店主が国民年金保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金の加入手続については分からないが、請求期間の国民年金保険料については、婚姻前に勤務していたC市D区にあったE店の店主が納付してくれた。」旨陳述している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、請求者に聴取しても具体的な陳述が得られない上、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたとされるE店の店主への聴取について、「連絡を取らないでほしい。」旨陳述していることから、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付状況については不明である。

また、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があることから、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号を確認したところ、同番号は、昭和53年7月に、C市D区ではなくB市において婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できる。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者名簿(B市)及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、昭和44年*月*日付けで国民年金の被保険者資格を取得した旨が記録されているが、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期(昭和53年7月)からすると、遡って同被保険者資格を取得したものと考えられることから、E店の店主は、同番号により請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間にC市D区において払い出された国民年金手帳記号番号の視認による縦覧調査を行ったところ、請求者の婚姻前の氏名と同姓同名の者に対して、昭和48年3月31日に払い出され、同年7月24日に取り消されている国民年金手帳記号番号が判明したため、同番号につい

て、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により検索したが、同番号に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

また、仮に、請求期間当時に国民年金の加入手続が行われた場合には年金手帳が交付されるが、請求者は、「E店の店主から、年金手帳をもらっていない。」旨陳述している上、現在所持しているB市において払い出された国民年金手帳記号番号が印字されている国民年金手帳について、「これまでに交付を受けた一番古い年金手帳である。」旨陳述している。

なお、請求者は、「請求期間前ではあるが、E店で一緒に勤務したことがある姉から、同店に勤務していた期間の姉自身の国民年金保険料は納付されていると聞いたことがある。」旨陳述しているが、請求者の姉は既に死亡していることから、請求者の姉からE店に勤務していた当時の国民年金保険料の納付状況について陳述を得ることができない。

このほか、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700134号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700129号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月

B社(請求期間当時はA社)における賞与記録漏れの確認に係る通知が年金事務所から届いたので、同社における賞与記録を改めて確認したところ、賞与記録がない期間があった。

請求期間①、②、③及び④について、B社では、当時、夏と冬に賞与が支給されていたので、当該期間の賞与に係る支給明細書を所持していないが、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

B社は、商業登記の記録によると、平成27年5月31日に解散後、同年9月30日に清算終了しており、同社の代表清算人である弁護士の事務所員は、「B社の資料は保管していない。」旨陳述している上、同社の請求期間当時の事業主及び給与・社会保険事務担当者として複数の者が氏名を挙げた者に対して照会を行ったが、これらの者から回答がなく、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②、③及び④について、請求者から提出された平成16年及び平成17年の各月に係る給与支給明細書(平成17年12月を除く。)並びに平成17年12月支給の賞与に係る給与支給明細書により確認又は推認される各年間の総支給金額(通勤手当を除く。)及び社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料)控除額は、C市から提出された請求者に係る平成17年度(16年分)及び平成18年度(17年分)の市民税・県民税に関する回答書に記載されている年間の給与支払金額及び社会保険料控除額とそれぞれ一致しており、当該支給明細書及び回答書からは、請求者が請求期間②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたとは考え難い。

さらに、日本年金機構D事務センターから提出されたA社の平成16年及び平成17年に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)は、平成16年9月10日、同年12月30日、平成17年8月25日及び同年12月30日支給に係る4部(全て平成18年9月29日に受付)のみであるところ、請求者の同社に係る標準賞与額の記録がある平成17年12月30日支給の賞与支払届に係る請求者欄には賞与額の記載があるものの、請求期間②に近接する平成16年9月10日及び請求期間④に近接する平成17年8月25日支給の賞与支払届に係る請求者欄に賞与額の記載がなく、請求期間③にあたる平成16年12月30日支給の賞

与支払届には請求者の氏名が記載されていない。

加えて、A社に係るオンライン記録において、請求期間①、②、③又は④に被保険者記録があり、連絡先を確認できた者に照会したところ、請求者と同じ営業職であったとする4人から回答又は陳述があったが、請求者が当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる回答又は陳述はなかった。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①、②、③及び④においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700146号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700190号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びに請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年6月1日から昭和61年2月1日まで

A社に昭和59年6月1日から昭和63年10月31日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、請求期間における被保険者記録がなく、昭和61年2月1日から同社の関連会社であるC社において厚生年金保険に加入した記録となっている。

請求期間について、A社又はC社において厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、請求者から提出されたA社の社員旅行の写真並びに同社及びC社の元従業員の陳述から、入社時期を特定できないものの、請求者が、当該写真の撮影日と考えられる昭和60年3月2日において、既にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき厚生年金保険の被保険者記録の訂正が行われるのは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたと認められることを要件としているところ、B社及びC社は、いずれも、「請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答している。

また、請求期間当時のA社及びC社の事業主は死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の事業主に確認することができない。

さらに、A社又はC社における厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員に各自の入社時期等を照会したところ、複数の者が回答又は陳述する自身の実際の入社時期が、各自の厚生年金保険の加入時期と異なっていることから、請求期間当時、A社及びC社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の回答又は陳述のあった元従業員については、A社又はC社において厚生年金保険に加入した日より前の自身の給与から厚生年金保険料を控除されていたとする者はいなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。